

○大蔵省告示第二百八十二号

日本政策投資銀行法（平成十一年法律第七十三号）第二十条第一項第一号ロの規定に基づき、財務大臣が定める資金は、日本政策投資銀行法第二十条第一項第一号ロの規定に基づき財務大臣が定める資金を定める件（平成十一年九月大蔵省告示第二百八十一号）に定めるもののほか、次に掲げる資金とし、平成十一年十月一日から適用する。

平成十一年九月三十日

大蔵大臣 宮澤 喜一

本項一部改正（平成十二年十一月二十七日告示第三百七十一号）

本項一部改正（平成十五年四月九日告示第二百七十一号）

平成二十年三月三十一日までに、産業活力再生特別措置法（平成十一年法律第三百三十一号。以下「再生法」という。）第三条第一項に規定する事業再構築計画の認定を受けた事業者（同日までに事業再構築計画を提出し同年四月一日以後に認定を受けた事業者を含む。）、認定の見込まれる事業者若しくは再生法第二条第二項第一号イに規定するその関係事業者、再生法第五条第一項に規定する共同事業再編計画の認定を受けた事業者（同年三月三十一日までに共同事業再編計画を提出し同年四月一日以後に認定を受けた

事業者を含む。）、認定の見込まれる事業者若しくは再生法第二条第三項第二号に規定するその関係事業者又は再生法第六条第一項に規定する経営資源再活用計画の認定を受けた事業者（同年三月三十一日までに活用事業計画を提出し同年四月一日以後に認定を受けた事業者を含む。）若しくは認定の見込まれる事業者が、それぞれの計画を円滑に遂行するために必要とする無体財産権その他これに類する権利の取得、人員の確保、役務の受入れ若しくは物品の購入等に必要な資金（施設の撤去若しくは設備の廃棄又は事業の縮小若しくは廃止のみを行う場合において必要とする資金を除く。）

附 則

平成十五年三月三十一日までに産業活力再生特別措置法の一部を改正する法律（平成十五年法律第二十六号）による改正前の産業活力再生特別措置法（以下「旧法」という。）第三条第一項に規定する事業再構築計画の認定を受けた事業者（同日までに事業再構築計画を提出し同年四月一日以後に認定を受けた事業者を含む。）若しくは旧法第二条第二項第一号イに規定するその関係事業者又は平成十五年三月三十一日までに旧法第六条第一項に規定する活用事業計画の認定を受けた事業者（同日までに活用事業計画を提出し同年四月一日以後に認定を受けた事業者を含む。）については、この告示による改正前の日本政策投資銀行法第二十条第一項第一号ロの規定に基づき財務大臣が定める件は、なお効力を有する。